

		<p>百八十八から二百七まで 削除</p> <p>の数から 一を減じ た数に五 百円を乗 じて得た 額との合 計額)</p>
<p>百八十九 業事 法施行 令第十 五条の 四第二 項第二 号の規 定に基 づく薬 事法第 十二條 第一項 に規定 する医</p>	<p>百八十八 薬事法 施行令 第十五 條の四 第二項 第二項 第一号 の規定 に基づ く薬事 法第十 四條第 七項(一)にお いて準 用する 場合を 含む。)</p> <p>医療用 具の製 造又は 輸入の 承認事 項の一 部の変 更の承 認を申 請する 者</p> <p>医療用 具製造 又は輸 入承認 事項一 部の変 更承認 料請求 手数料</p> <p>六万九千 四百 円</p> <p>許可申 請の と</p>	<p>六万三 百円</p> <p>承認申 請の と</p>
<p>査する 請に對 する密</p> <p>業の許 可の申 入販売 又は輸 製造業 品の製 造する に規定 する医 薬品の 第一項 第十二 條は第 二項又 は第十 二條第 一項第 二號に 基づく 薬事法 第十條 第一項 に規定 する者</p>	<p>百九十 業事法 施行令 第十五 條の四 第二項 第二項 第一号 の規定 に基づ く薬事 法第十 二條第 一項第 二號に 基づく 薬事法 第十條 第一項 に規定 する者</p> <p>医療用 具の製 造又は 輸入の 承認を 申請す る者</p> <p>医療用 具製造 又は輸 入販売 業許可 申請手 料</p> <p>イ 医療 品の製 造又は 輸入は 口に掲 げる製 造又は 輸入を 除く。 十一万 四千 円特別 審査 対象外 業事法 施行令 第一條 の二第 一項第 一號の 八から 第八号 までの 掲げる 薬品を いう。第 百九十五 号及び 第九十 九号及 び第九 十三号 におい て同じ。</p> <p>許可申 請の と</p>	<p>イ 医療 品の製 造又は 輸入は 口に掲 げる製 造又は 輸入を 除く。 十一万 四千 円特別 審査 対象外 業事法 施行令 第一條 の二第 一項第 一號の 八から 第八号 までの 掲げる 薬品を いう。第 百九十五 号及び 第九十 九号及 び第九 十三号 におい て同じ。</p> <p>許可申 請の と</p>

百九十二 薬事 法施行 令第十 五條の 四第二 項第二 号の規 定に基 づく薬 事法第 十二條 第一項	百九十一 薬事 法施行 令第十 五條の 四第二 項第二 号の規 定に基 づく薬 事法第 十二條 第一項	化粧品 の製造 業又は 輸入販 売業の 許可を 申請す る者	化粧品 製造業 又は輸 入販売 業許可 申請手 数料	イ 医薬部 外品の製 造又は輸 入(ロに 掲げる製 造又は製 入を除く。 一七万 九千四百 円)	ロ 特別審 査対象外 品(薬事 法施行令 第一條の 二の二第 二項の規 定により 厚生労働 大臣が指 定する医 薬部外品 以外の医 薬部外品 をいう。 第百九十 六号、第 二百号及 び第二百 四号にお いて同 じ)のみ の製造又 は輸入 三万四千 八百円	許可申 請の と	許可申 請の と		
百九十三 薬事 法施行 令第十 五條の 四第二 項第二 号の規 定に基 づく薬 事法第 十二條 第一項	百九十三 薬事 法施行 令第十 五條の 四第二 項第二 号の規 定に基 づく薬 事法第 十二條 第一項	医療用 具の製 造又は 輸入販 売業の 許可を 申請す る者	医療用 具製造 業又は 輸入販 売業許 可申請 手数料	イ 医療用 具の製造 又は輸入 (ロに掲 げる製造 又は輸入 を除く。 一十一万 四千元)	ロ 特別審 査対象外 品(薬事法 施行令別 表第二に 掲げる医 療用具を いう。第 百九十八 号、第二 百二号及 び第二百 十九号に 規定する 製造業を 除く。 以下こ の号及び 第九十八 号におい て同じ)の 製造又は 輸入 万九千四 百円	許可申 請の と	許可申 請の と		

百九十六 令第十 法施行 薬事 審査	百九十五 令第十 法施行 薬事 審査	百九十四 令第十 法施行 薬事 審査	百九十三 令第十 法施行 薬事 審査
又 は輸 入	又 は輸 入	又 は輸 入	又 は輸 入
イ の製 造又 は輸 入	イ の製 造又 は輸 入	イ の製 造又 は輸 入	イ の製 造又 は輸 入
更 新申 請の と	更 新申 請の と	更 新申 請の と	更 新申 請の と
百九十八 薬事 審査	百九十七 令第十 法施行 薬事 審査	百九十六 令第十 法施行 薬事 審査	百九十五 令第十 法施行 薬事 審査
具の製 造	具の製 造	具の製 造	具の製 造
イ の製 造	イ の製 造	イ の製 造	イ の製 造
更 新申 請の と	更 新申 請の と	更 新申 請の と	更 新申 請の と

<p>二百三 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項</p>	<p>二百二 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項 第四項 の規定 に基づ く薬事 法第十 八条第 一項(一)項(第 二十三 条にお いて準 用する 場合を 含む) に規定 する医 療用具 の製造 又は輸 入の品 目の変 更又は 追加の 許可の 申請に 対する 審査</p>	<p>二百二 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項 第四項 の規定 に基づ く薬事 法第十 八条第 一項(一)項(第 二十三 条にお いて準 用する 場合を 含む) に規定 する医 療用具 の製造 又は輸 入の品 目の変 更又は 追加の 許可の 申請に 対する 審査</p>	<p>二百二 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項 第四項 の規定 に基づ く薬事 法第十 八条第 一項(一)項(第 二十三 条にお いて準 用する 場合を 含む) に規定 する医 療用具 の製造 又は輸 入の品 目の変 更又は 追加の 許可の 申請に 対する 審査</p>
<p>加の許 又は追 加の許 申請手</p>	<p>医薬品 の製造 区分 の変更 又は追 加</p>	<p>医薬品 製造区 分変更 又は追 加許可 申請手</p>	<p>医薬品 製造区 分変更 又は追 加許可 申請手</p>
<p>イ 係る変 更(ロ に掲 げる変 更</p>	<p>イ 係る変 更(ロ に掲 げる変 更</p>	<p>イ 係る変 更(ロ に掲 げる変 更</p>	<p>イ 係る変 更(ロ に掲 げる変 更</p>
<p>き 許可申 請のと</p>	<p>き 許可申 請のと</p>	<p>き 許可申 請のと</p>	<p>き 許可申 請のと</p>
<p>二百四 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項 第四項 の規定 に基づ く同令 の第三 条の三 項の二 の規定 に基づ き</p>	<p>二百四 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項 第四項 の規定 に基づ く同令 の第三 条の三 項の二 の規定 に基づ き</p>	<p>二百四 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項 第四項 の規定 に基づ く同令 の第三 条の三 項の二 の規定 に基づ き</p>	<p>二百四 薬事法 施行令 第十五 条の四 第二項 第四項 の規定 に基づ く同令 の第三 条の三 項の二 の規定 に基づ き</p>
<p>医薬部 項に規 定する</p>	<p>医薬部 項に規 定する</p>	<p>医薬部 項に規 定する</p>	<p>医薬部 項に規 定する</p>
<p>料 申請手 数</p>	<p>料 申請手 数</p>	<p>料 申請手 数</p>	<p>料 申請手 数</p>
<p>イ 係る製 造に係 る変更 又は追 加 三万百 円</p>	<p>イ 係る製 造に係 る変更 又は追 加 三万百 円</p>	<p>イ 係る製 造に係 る変更 又は追 加 三万百 円</p>	<p>イ 係る製 造に係 る変更 又は追 加 三万百 円</p>
<p>き 許可申 請のと</p>	<p>き 許可申 請のと</p>	<p>き 許可申 請のと</p>	<p>き 許可申 請のと</p>

<p>二百八十二 二百七十四 略</p> <p>二百七十 五採 石法第 三十二 条の十 三第一 項の規 定に基 づく採 石業務</p> <p>採石業 務管理 者試験 を受け ようとする者</p> <p>採石業 務管理 者試験 手数料</p> <p>八千円(電 子申請に あつては 七千八百円)</p> <p>受検申 込みの とき</p>	
<p>二百八十二 二百七十四 略</p> <p>二百七十 五採 石法第 三十二 条の十 三第一 項の規 定に基 づく採 石業務</p> <p>採石業 務管理 者試験 を受け ようとする者</p> <p>採石業 務管理 者試験 手数料</p> <p>八千円</p> <p>受検申 込みの とき</p>	<p>の二の 三の 二の規 定によ り読み 替えて 適用さ れる業 事法第 十八條 第一項 に規定 する医 療用具 の製造 (当該 製造の 内容が 既存の 医療用 具の修 理であ るもの に限る 。以下 この号 において 「医療 用具修 理」と いう。)</p> <p>理(一)と 同令 第一條 の三の 二の 第一 項の区 分の更 改又は 追加の 許可の 申請に 対する 審査</p>
<p>三百四十 九漁 船法第 二十一 條の規 定に基 づく漁 船の登 録簿本 の交付</p> <p>漁船の 登録簿 の本交 付を受け ようとする者</p> <p>漁船登 録簿本 交付手 数料</p> <p>用紙一枚に つき四百四 十円(電子 申請にあつ ては、三百 五十円)</p> <p>交付申 請のとき</p>	<p>管理者 試験の 実施</p> <p>二百七十 六採 石法第 三十三 條の規 定に基 づく岩 石の採 取計画 の認可 の申請 に対する 審査</p> <p>採石の 採取計 画の認 可を申 請する 者</p> <p>岩石採 取計画 認可申 請手数 料</p> <p>五万三千円</p> <p>認可申 請のとき</p>
<p>三百四十 九漁 船法第 二十一 條の規 定に基 づく漁 船の登 録簿本 の交付</p> <p>漁船の 登録簿 の本交 付を受け ようとする者</p> <p>漁船登 録簿本 交付手 数料</p> <p>用紙一枚に つき四百四 十円</p> <p>交付申 請のとき</p>	<p>管理者 試験の 実施</p> <p>二百七十 六採 石法第 三十三 條の規 定に基 づく岩 石の採 取計画 の認可 の申請 に対する 審査</p> <p>採石の 採取計 画の認 可を申 請する 者</p> <p>岩石採 取計画 認可申 請手数 料</p> <p>五万二千円</p> <p>認可申 請のとき</p>

三百五十から三百五十七まで 削除

三百五十 削除

小型船

イ 全部の検査又は上甲板下全部の検査につき三万七千円

検査申請のとき

三百五十 型船舶の登録に関する法律の施行に伴う関係の政令の整備に関する政令(平成十三年政令第三百八十三号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一條の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する政令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三項の規定において準用する同令第二條第三項

イ 全部の検査又は上甲板下全部の検査につき三万七千円
ロ イに掲げる検査以外の検査につき二万六千円

の規定に基づき船舶の換えの票の書換えの目的の検査

三百五十 小型船舶の登録に関する法律の施行に伴う関係の政令の整備に関する政令(平成十三年政令第三百八十三号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一條の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測定に関する政令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三項の規定において準用する同令第二條第三項

船籍票の書換え
記載事項の変更
手数料
イ 総トン数の場合次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(1)知事が船舶の検査を行なう場合、一隻につき二万八千円(2)知事が船舶の検査を行なわない場合、一隻につき四万三千三百円

船籍票の書換え
手数料
一隻につき四万三千三百円

船籍票の書換え
手数料
一隻につき四万三千三百円

船籍票の書換え
手数料
一隻につき四万三千三百円

船籍票の書換え
手数料
一隻につき四万三千三百円

船籍票の書換え
手数料
一隻につき四万三千三百円

削除

<p>三百五十 四小 型船舶 の登録 等に関 する法 律の施 行に伴 う関係 の政令 の整備 に関する 政令附 則第二 条第一 項の規</p>	<p>する法 律の施 行に伴 う関係 の政令 の整備 に関する 政令附 則第二 条第一 項の規 定によ りなお り前の 例によ ること とされ る同令 第一條 の規定 による 改正前 の船舶 の小型 船舶及 び総ト ン数の 測度に 関する 政令第 四條第 一項又 は第五 條第一 項の規 定に基 づく船 籍票の 書換え</p>
<p>の交付 を受け ようとする者</p>	<p>船籍票 の交付 を受け ようとする者</p>
<p>の交付 手数料</p>	<p>船籍港 変更後 の船籍 票交付 手数料</p>
<p>四十三百円</p>	<p>一隻につき 四十三百円</p>
<p>交付申請のとき</p>	<p>交付申請のとき</p>
<p>三百五十 五小 型船舶 の登録 等に関 する法 律の施 行に伴 う関係 の政令 の整備 に関する 政令附 則第二 条第一 項の規</p>	<p>定によ りなお り前の 例によ ること とされ る同令 第一條 の規定 による 改正前 の船舶 の小型 船舶及 び総ト ン数の 測度に 関する 政令第 五條第 四項の 規定に 基づく 船籍票 の交付</p>
<p>の再交付 を受けようとする者</p>	<p>船籍票 の再交 付を受け ようとする者</p>
<p>再交付 手数料</p>	<p>船籍票 再交付 手数料</p>
<p>四十三百円</p>	<p>一隻につき 四十三百円</p>
<p>再交付申請のとき</p>	<p>再交付申請のとき</p>

	三百八十 一 依 頼を受 けて行 う石 材 試験 者 ア ス フ ア ル ト 試 験 を 受 け よ う と す る 者	石 材 試 験 手 数 五 千 百 八 十 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額	試験を 依 頼 す る と き	三百七十 九 依 頼を受 けて行 う骨 材 試験 者 コ ン ク リ ー ト 試 験 を 受 け よ う と す る 者	骨 材 試 験 手 数 八 千 六 百 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額	試験を 依 頼 す る と き	六百 十 五 千 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額
	三百八十 一 依 頼を受 けて行 う石 材 試験 者 ア ス フ ア ル ト 試 験 を 受 け よ う と す る 者	石 材 試 験 手 数 四 千 二 百 十 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額	試験を 依 頼 す る と き	三百七十 九 依 頼を受 けて行 う骨 材 試験 者 コ ン ク リ ー ト 試 験 を 受 け よ う と す る 者	骨 材 試 験 手 数 七 千 三 百 三 十 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額	試験を 依 頼 す る と き	四 万 八 千 六 百 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額
三百九十 査 請 に 対 す る 審 査 可 の 申 請 行 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査	二 級 建 築	二 級 建 築	一 万 八 千 円	免 許 申 請	鋼 材 試 験 手 数 千 六 百 七 十 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額 二 配 合 試 験 手 数 二 万 三 千 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額	試験を 依 頼 す る と き	規 則 で 定 め る 額 鋼 材 試 験 手 数 千 六 百 七 十 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額 二 配 合 試 験 手 数 二 万 三 千 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額
三百九十 査 請 に 対 す る 審 査	二 級 建 築	二 級 建 築	一 万 八 千 円	免 許 申 請	鋼 材 試 験 手 数 千 六 百 十 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額 二 配 合 試 験 手 数 二 万 五 千 八 百 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額 ホ 混 合 物 配 合 試 験 手 数 五 万 八 千 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額	試験を 依 頼 す る と き	規 則 で 定 め る 額 鋼 材 試 験 手 数 千 六 百 十 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額 二 配 合 試 験 手 数 二 万 五 千 八 百 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額 ホ 混 合 物 配 合 試 験 手 数 五 万 八 千 円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額

<p>四百五十 駐車監 駐車監 二千円 再交付</p>	<p>交付 書換え 者証の 員資格 車監視 づく駐 定に基 項の規 第三十 条の十 五十一 を交付 え受け する者</p>	<p>四百五十 の六 道路交 通法第 五十一 条の十 五十一 を交付 え受け する者 の申請 の認定 の申請 の審査</p>	<p>三百一 項第一 号の規 定に基 づく 放車 の確 認等 に関する 技能及 び知識 に 関し て 講 習 を 受 け よ う と す る 者 の 講 習 に 関 し て 行 う る 講 習 手 数 料 に 関 す る 者</p>
<p>免許証 に 係 る 者 の 再 交 付</p>	<p>四百五十九 略 道路交 通法第 九十四 条第二 項の規 定に基 づく第 一種運 転免許 又は第 二種運 転免許 を受ける 者</p>	<p>四百五十九 略 の七 道路交 通法第 五十一 条の十 五十一 を交付 え受け する者 の申請 の認定 の申請 の審査</p>	<p>三百一 項第一 号の規 定に基 づく 放車 の確 認等 に関する 技能及 び知識 に 関し て 講 習 を 受 け よ う と す る 者 の 講 習 に 関 し て 行 う る 講 習 手 数 料 に 関 す る 者</p>
<p>免許証 に 係 る 者 の 再 交 付</p>	<p>四百五十九 略 道路交 通法第 九十四 条第二 項の規 定に基 づく第 一種運 転免許 又は第 二種運 転免許 を受ける 者</p>	<p>四百五十九 略 の七 道路交 通法第 五十一 条の十 五十一 を交付 え受け する者 の申請 の認定 の申請 の審査</p>	<p>三百一 項第一 号の規 定に基 づく 放車 の確 認等 に関する 技能及 び知識 に 関し て 講 習 を 受 け よ う と す る 者 の 講 習 に 関 し て 行 う る 講 習 手 数 料 に 関 す る 者</p>

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二十四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週水金曜日
印刷所 西部印刷企画

の再交	付	四百六十 略	四百七十 略	更新申 請のと き	更新申 請のと き
の再交	付	四百六十 略	四百七十 略	更新申 請のと き	更新申 請のと き

の再交	付	四百六十 略	四百七十 略	更新申 請のと き	更新申 請のと き
の再交	付	四百六十 略	四百七十 略	更新申 請のと き	更新申 請のと き

より 転免 許証の 更新の 申請を する場 合に限 る。	四百七十一の三、四百九十四略	備考 一・二略 三 この表において「電子申請」と は、電子情報処理組織を使用して 申請等を行う場合をいう。
より運 転免許 証の更 新の申 請をす る場合 に限 る。	四百七十一の三、四百九十四略	備考 一・二略

手 数 料	指定試験機関等
一、六略	略
七 別表第一第 九十六号に掲 げる手数料	児童福祉法第十八 条の九第一項に規 定する指定試験機 関
八 別表第一第 百三十一号に 掲げる手数料	調理師法第三条の 二第二項に規定す る指定試験機関
九、一七略	九、一七略

手 数 料	指定試験機関等
一、六略	略
七 別表第一第 百三十一号に 掲げる手数料	調理師法第三条の 二第二項に規定す る指定試験機関
八 削除	
九、一七略	九、一七略